KAWASAKI LABOR INFORMATION

かわさき労働情報

2026
2
No.2182

特集 「仕事と育児・介護の両立支援」を考える

川崎市からのお知らせ【P.4～】
今月のトピックス【P.8～】
- 「令和７年版 労働経済の分析」を公表しました
- ２月は省エネルギー月間です
- ２月１日から３月18日は「サイバーセキュリティ月間」です
- 令和７年分　確定申告について

主要労働経済指標【P.10】
労働相談Ｑ＆Ａ【P.11】

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

労働情報をウェブで見るには？
川崎市ホームページ
かわさき労働情報　検索

「仕事と育児・介護の両立支援」を考える

～従業員の離職を防ぐには～

特定社会保険労務士　藤田　保幸

少子高齢化が進む日本では、65歳以上の高齢者がすでに人口の約3割近くを占めるといわれています。同時に、共働き世帯の増加により「子育て」と「親の介護」が重なる「ダブルケア世代」も増えています。国の試算では、介護を理由に仕事を辞める「介護離職」による経済的損失は、令和12年には約9兆円に達すると見込まれています。これは、働く一人ひとりの生活だけでなく、企業にとっても大きな人材損失です。

一方で、育児休業を取得する人は着実に増えています。令和6年度の厚生労働省の調査では、育休取得率は女性が約86.6%、男性が約40.5%と、男性も育休を取りやすくなってきました。

とはいえ、まだ「周りに迷惑がかかるのでは」「休んだあと戻りにくいのでは」という不安が根強いのも現実です。大切なのは「やむをえず仕事を辞める前に、使える制度と相談先を知り、周囲と話し合うこと」です。

●　まず知っておきたい、仕事と育児・介護を支える制度

産前産後休業	産前６週間・産後８週間取得できる休業制度（多胎妊娠の場合は産前 14 週間前）	社会保険加入者は、「出産手当金」の申請が可能
育児休業	原則子が１歳になるまで取得できる休業制度（一定の条件を満たせば最長２歳まで延長可能）	雇用保険加入者は、「育児休業給付金」の申請が可能
出生時育児休業（産後パパ育休）	パパのための特別な育児休業で産後８週間以内に４週間（28 日）を限度として２回に分けて取得できる休業で、１歳までの育児休業とは別に取得できる制度	雇用保険加入者は、「出生時育児休業給付金」の申請が可能 令和７年４月以降、「出生後休業支援給付金」が創設されました
パパ・ママ育休プラス	両親ともに育児休業する場合、一定の要件をみたせば、子が１歳２か月に満たない期間に延長される特例制度	パパ育休→ママ育休→パパ育休のイメージ
子の看護等休暇	病気・けがをした子の看護、予防接種・健康診断、学級閉鎖、入園式・卒園式・入学式を理由とする休暇	小学校３年生修了までの子について、１年度に５日まで休暇が取得できる制度（対象となる子が２人以上の場合は 10 日まで）
介護休業	対象家族ごとに３回まで、通算 93 日を限度に休業可となる制度	雇用保険加入者は、「介護休業給付金」の申請が可能
介護休暇	短期間の介護に関するお休みをする制度	対象家族が１人の場合は年５日、２人以上の場合は年 10 日が上限
短時間勤務制度	対象家族を介護する労働者または、３歳に満たない子を養育する労働者に対して、１日の所定労働時間を原則６時間とする措置を含む短時間勤務制度を講じなければならない。	令和７年 10 月１日の法改正で、事業主がこの制度を選択した場合、小学校就学の始期に達するまでの子に置き換えることが出来ます
働き方の制限	所定外労働の制限	所定外労働（残業・休日出勤）すべてを免除
	時間外労働の制限	月 24 時間・年 150 時間を超える法定時間外労働の免除
	深夜業の制限	深夜勤務（22 時～５時）の免除
テレワーク	令和７年４月の法改正によりテレワークを選択できるように制度化されました（努力義務）	テレワーク可能な職場は、導入により仕事と育児または介護との両立をしやすくなることが期待できます

●　働く人のための３つのステップを確認してみましょう

①働く人とその家族の状況を整理する
②職場に早めに相談する
③行政（神奈川労働局・ハローワーク）・専門家（社会保険労務士）も活用する

●　企業にとっての「両立支援」のメリットとチェックポイントを確認してみましょう

人手不足が続く中、両立支援は「コスト」ではなく「人材確保・定着の投資」です

＜企業の自己診断チェック＞

・育児・介護休業の規定は最新の法改正に対応しているか

・男性の育児休業を、経営トップがメッセージとして後押ししているか
・育児・介護中の従業員に、短時間勤務・テレワーク・時間調整など複数の選択肢を提示できているか
・管理職向けに、両立支援に関する研修を実施しているか
・介護離職防止をテーマにした社内研修や面談を行っているか

● 育児介護休業法の近年の法改正情報を確認してみましょう

1．育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等（令和7年10月1日施行）
　3歳から小学校就学前の子を育成する労働者に対して、以下5つの選択から、2つ以上の措置を選択して制度化することが義務化されます。

① 始業時刻の変更　② テレワーク等（10日以上/月）　③ 保育施設の設置運営等
④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇の付与）（10日以上/月）　⑤ 短時間勤務制度
※②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

2．仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮（令和7年10月1日施行）
　従業員本人または配偶者の妊娠・出産の申出があった際、または子が3歳になる前に、事業主は個別に仕事と育児の両立に関する意向を確認する必要があります。さらに、確認した意向に応じて、勤務地や時間帯の変更、業務量の調整、労働条件の見直しなど、適切な配慮を行わなければなりません。
3．介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等（令和7年4月1日施行）
①労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
②労働者等への両立支援制度等に関する早い段階（40歳等）での情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修、相談窓口の設置等）を事業主に義務付ける。
③介護休暇について、勤続6か月未満の労働者でも介護休暇の取得が可能となる。
④家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加
※詳しくは、厚生労働省のパンフレットをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf

● 厚生労働省または神奈川県の両立支援制度等について

・厚生労働省「仕事と育児/仕事と介護の両立支援ガイド」
https://www.mhlw.go.jp/content/000490099.pdf

・厚生労働省「両立支援等助成金」（2025年度）のご案内
https://www.mhlw.go.jp/content/001492655.pdf

・神奈川県「仕事と育児の両立応援カウンセリング」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7580/p1192913.html

・神奈川県「かながわサポートケア企業」認定制度
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html

【制度についての問合せ】
神奈川労働局 雇用環境・均等部　電話045-211-7380　8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始は除く。）
又はお近くの社会保険労務士にお問い合わせください。

解雇・雇止め等相談強化期間及び労働相談等のお知らせ

神奈川県では、２・３月に「解雇・雇止め等相談強化期間」を設定し、労働相談会等を開催します。シフト削減や解雇・雇止め、パワーハラスメント等の解決に向け、ご相談ください。通常の一般労働相談や弁護士労働相談、夜間労働相談等も実施しています。相談はすべて無料、秘密は厳守しますので、ぜひご利用ください。

●街頭労働相談 ＜予約不要＞

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、ハラスメント等に関するさまざまな労働問題等について、秘密厳守・無料でご相談に応じます。

日　　時　令和８年２月 27 日（金）　９時 30 分～16 時
会　　場　ハローワーク川崎　　**主　　催**　神奈川県／川崎市

●一般労働相談 ＜予約不要＞

正社員、パート、アルバイト、派遣社員などで働く方や事業主の方からの相談に職員が応じています。

日　　時　月曜日～金曜日（平日のみ）　９時～16 時 30 分（12 時～13 時は除く。）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県

●弁護士労働相談 ＜事前予約制・電話相談可＞

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償などの労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日　　時　令和８年２月 24 日（火）　13 時 30 分～16 時 30 分（１人 40 分以内）
原則、毎月第４火曜日（平日のみ）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県／川崎市

●夜間労働相談 ＜事前予約制・電話相談可＞

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページからご予約ください。

日　　時　令和８年２月 19 日（木）　17 時～19 時 30 分（１人 45 分以内）
原則、毎月第３木曜日（平日のみ）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県／川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング ＜事前予約制・電話相談可＞

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。相談希望日の１週間前までにホームページからご予約ください。

※　０歳（おおむね生後６か月以降）から６歳（就学前）までのお子さまを、
カウンセリング中にお預かりします（無料）。

日　　時　令和８年３月 14 日（土）　９時 30 分～12 時 30 分（１人 50 分以内）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県

【申込・問合せ】
かながわ労働センター川崎支所　電話　044-833-3141
（JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩５分）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/index.html

〈中央ろうきん〉の iDeCo

老後のために、
いま、できること。イデコ

iDeCoは3つの税制優遇
掛金全額所得控除
運用益も非課税で再投資
受け取るときも大きな控除

iDeCo普及推進キャラクター イデコちゃん

iDeCoは公的年金に上乗せする私的年金制度の一種です。

iDeCo(イデコ)で セカンドライフの安心を。
〈中央ろうきん〉は、シンプルかつ低コストの商品ラインアップで
長期的な運用をサポート!

iDeCoの制度内容や運用商品ラインアップ等は〈中央ろうきん〉の「iDeCoご案内サイト」をチェック!

iDeCoの詳細については
〈中央ろうきん〉 川崎支店
TEL:044-200-4321

ろうきん
2025年12月11日現在

川崎ニッチ技術ミニ展示会
「みばえる展」

川崎市は、中小企業が誇る製品・技術のPRや関係企業のネットワーク構築を目的として、令和6年よりニッチでキャッチーなテーマを設定した展示会を開催しています。第3回目となる今回は、光学・デジタル技術等の「みえる化」と、意匠・印刷・磨き・仕上げ等の「ばえる」製品・技術にフォーカスし、“みばえる展”を開催します。川崎が誇る中小企業を中心に、魅力的な技術・サービスを持つ企業が集いますので、ぜひご来場ください。

日　時：令和８年３月11日(水)13時30分～16時30分
会　場：川崎市産業振興会館1階ホール(川崎市幸区堀川町66-20)
参加費：無料
出展予定企業(15社)
株式会社旺電舎(中原区)、オールテック株式会社(高津区)、GOKO映像機器株式会社(幸区)、sanodesign/佐野デザイン事務所(中原区)、情報印刷株式会社(高津区)、シンクロア株式会社(幸区)、ダイヤ工芸株式会社(高津区)、有限会社つかさサンプル(宮前区)、ぱわらぼ(高津区)、ViZO株式会社(幸区)、株式会社ピットロード(高津区)、有限会社マルイ製作所(中原区)、EBINAX株式会社(大田区)、株式会社テクノアクセルネットワークス(品川区)、日本プラスト株式会社(富士宮市)

申込方法：右の二次元コード、または下記URLから参加登録をお願いします。
https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000183364.html

主　催：川崎市、公益財団法人川崎市産業振興財団

【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援課　電話 044-200-3722　メール 28keiei@city.kawasaki.jp

川崎市勤労者福祉セミナーを開催します！

受講料 無　料

川崎市では、市内の勤労者等を対象に労働関係法の解説や仕事と育児・介護の両立など時勢に応じたテーマのセミナーを年１回開催しています。令和７年度は、「企業の成長を支える“辞めたくない職場”のつくり方～ 育児・介護と仕事の両立の視点から ～」をテーマに開催します。育児や介護による離職に焦点を当て、ワークスタイルの変革や女性活躍の推進を通じて、今いる企業の中核人材をどのように職場で活かしていけるのか、改めて考える機会を提供します。

日　時：令和８年２月24日(火)　14時～15時
会　場：K-NIC(Kawasaki-NEDO Innovation Center)川崎市幸区大宮町1310番
定　員：会場：40名　オンライン：100名

≪テーマ≫　誰もが働き続けられる職場とは？～育児・介護と仕事の両立を考える
≪対象者≫・勤労者（市内在住・在勤）
・経営者
・人事・労務担当者
≪講　師≫　中小企業診断士・社会保険労務士
高橋美紀経営支援事務所 代表
公益財団法人 川崎市産業振興財団 登録専門家
日本女子大学 人間社会学部 非常勤講師
高橋　美紀 氏

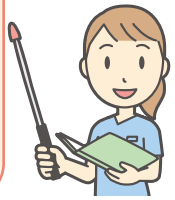

申込先：【URL】https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000180659.html
受講ご希望の方は、申込フォーム(上記URLまたは右記二次元コード)にてお申し込みください。
主　催：川崎市

申込フォーム

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部　電話 044-200-2271　メール 28roudou@city.kawasaki.jp

令和7年度「かわさき☆えるぼし」認証企業を決定！

川崎市では、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を「かわさき☆えるぼし」として認証し支援しています。制度創設から8回目となる今年度は、新規企業２４社を含む７９社を、「かわさき☆えるぼし」認証企業として決定しました！**現在認証中の企業81社と合わせて160社**が「かわさき☆えるぼし」認証企業となりました。女性の採用拡大や働きやすい企業としてのイメージアップなど本制度のブランドイメージの活用を目指して申請する企業が多く、女性活躍推進の取組が広まりつつあります。

「かわさき☆えるぼし」認証ロゴマーク▲

令和７年度「かわさき☆えるぼし」認証企業（50音順）

●新規企業24社

（株）IEM、（株）アイルス、（株）アップ総合企画、（株）アプリコット倶楽部、（株）稲田水道工務店、（株）エイトノット、小川電機（株）、河合土木（株）、学校法人　岸栄光学園　生田ひまわり幼稚園、（株）クロベコーポレーション、（株）こころ、三和クリエーション（株）、（株）重田組、重田造園土木（株）、（有）伸隆技建、（株）正建、（株）東光測建、沼田工業（株）、平田バルブ工業（株）、（株）マルカエステート、（株）ミズモリ、社会保険労務士法人　ミューゼス、メディサイエンス・エスポア（株）、（株）由貴工業

●更新企業55社（前回、令和4年度認証企業）

（株）IBF、浅川建設工業（株）、アップコン（株）、（株）石塚土木、（株）今村建設、（株）ｉｎｆｒａｔ、SPJ（株）、岡村建興（株）、（株）AUTHORITY CREATIVE Works、加藤土建（株）、（株）神奈川商会、カナケイ（株）、（株）叶屋、（株）カワコン、（株）菊池電業社、（株）北浦工業、（株）喜美代建設、京急電機（株）、（株）研空社、幸伸工業（株）、社会福祉法人 慈正会、信号器材（株）、神明建設（株）、（株）ステップ、（株）総商、（株）ソフテム、大道産業（株）、ダンウェイ（株）、長栄興業（株）、千代田電気（株）、（株）露木工業、TMCシステム（株）、（株）データープロセスサービス、（株）電子工学センター、（株）東邦プラン、（株）道建、（株）トモエコーポレーション、トヨオカ電気（株）、ニイガタ（株）、（有）一興業、八巧機電設備（株）、（株）ハヤカワ、（株）福よし、（株）プリベンタス、（株）マルストランスポーテーション、丸泉興業（株）、（株）ミカセ、ミネベア　ソフトウェアソリューションズ（株）、（株）メタテクノ、最上テック（株）、矢島建設工業（株）、ユースキン製薬（株）、（株）ユーフォリアファミリー、（株）由貴工務店、（株）ロードカワサキ

「かわさき☆えるぼし」認証企業一覧▲

【問合せ】 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室　電話　044-200-2300　かわさき☆えるぼし　検索

令和7年度男女共同参画かわさきフォーラムを開催します

参加費 無　料

共働き社会のリアル

～家庭・職場での“見えない負担”に気づく～

川崎市では、毎年「男女共同参画」について考える機会として、「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催しています。今回は、東京科学大学リベラルアーツ研究教育院准教授 治部（じぶ） れんげさんをお招きして、「家庭や職場など日常の場面にある負担の偏り」についてお話を伺います。世代や立場を問わず、どなたでも学びや気づきのある内容です。

日　　時　令和８年３月１６日（月）14時～15時30分 ※手話通訳・無料保育あり

会　　場　川崎市役所本庁舎　２階ホール（川崎市川崎区宮本町１番地）

申込方法　右記の二次元コードまたは下記URLにある申込フォームからお申し込みください。
https://logoform.jp/f/uvX6V

申込フォーム▲

申込期間　令和8年1月28日（水）～3月6日（金）
※手話通訳・保育を希望の方は、2月16日（月）までにお申込みください。

主　　催　川崎市、かわさき男女共同参画ネットワーク

【問合せ】　川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室
電話　044-200-2300　FAX　044-200-3914
メール　25zinken@city.kawasaki.jp

講師：治部（じぶ）れんげさん▲
東京科学大学リベラルアーツ研究教育院准教授

神奈川県社会保険労務士会　川崎北支部からのお知らせ

～　社会保険労務士による無料講演会・相談会　～

毎年恒例の社会保険労務士による無料講演会・相談会です。会場とオンラインの併用開催で、テーマは、**第１部『職場におけるハラスメント防止セミナーの最近の動向について』・第２部『被用者保険の適用拡大の改正と年収の壁への対応策について』**の二部構成です。どちらもタイムリーな内容で、経営者・人事労務担当者の皆さまの実務に役立つ情報が満載です。知識のワンランクアップにぜひご活用ください。

日　時　令和８年３月11日(水)13時30分～16時30分
会　場　てくのかわさき　２階　てくのホール
　　オンラインはZOOMを使用(参加用URLは申込者に別途通知)
内　容　【第１部】『職場におけるハラスメント防止セミナーの最近の動向について』
　　【第２部】『被用者保険の適用拡大の改正と年収の壁への対応策について』
申　込　下記ＵＲＬまたは右の二次元コードよりお申し込みください
　　https://forms.gle/jVSvTRV4n1sr4cbr6
　　個別相談希望の方は申込フォーム内にてお申込ください

参加申込はこちら▲

詳細は神奈川県社会保険労務士会川崎北支部ホームページをご覧ください。
https://kawasakikita-sr.com/

【問合せ】　神奈川県社会保険労務士会川崎北支部(担当：藤田)　　電話　０９０－６５４２－４５６７

労働問題をテーマにした動画「あなたの職場は大丈夫！？ー社労士が解説！今注目されている労働問題ー」の配信を開始しました！

近年、雇用形態の多様化や労働関係法令の改正など雇用労働環境が大きく変化しており、川崎市においても労働に関する相談内容が多様化している状況があります。

そこで、勤労者・事業主の皆様に、働くために必要な知識を深めていただくことを目的として、「労働時間管理」「ハラスメント」「男性の育児休業・育児両立支援」などの社会的に関心の高い労働問題や、川崎市内で相談の多い労働問題などをテーマとして、神奈川県社会保険労務士会川崎南支部及び北支部の社労士(社会保険労務士)による解説動画3テーマ12本の動画を制作し、令和7年１２月から配信を開始いたしました。働く人も雇う人も、ぜひご覧ください。

タイトル：「あなたの職場は大丈夫！？ー社労士が解説！今注目されている労働問題ー」
制　　作：川崎市、神奈川県社会保険労務士会川崎南支部及び北支部
配信形式：YouTube配信　川崎市チャンネル
https://www.youtube.com/playlist?list=PL70Lb7fKyWsiiK1r9IyzciqKAvI6yFb9X

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部　　電話０４４－２００－３６５３

「令和７年版 労働経済の分析」を公表しました

～分析テーマは「労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて」～

厚生労働省は、令和7年9月に「令和７年版 労働経済の分析」（労働経済白書）の内容を公表しました。

労働経済白書は、一般経済や雇用、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して分析する報告書で、今回で76回目の公表となります。

今回の白書では、「**労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて**」をテーマとして分析を行いました。第Ⅰ部では、令和７年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめています。また、第Ⅱ部では、労働力供給制約の下での持続的な経済成長を実現するための対応について、労働生産性の向上に向けた課題、社会インフラを支える職業の人材確保、企業と労働者の関係性の変化や労働者の意識変化に対応した雇用管理といった観点から分析を行っています。ぜひ、ご覧ください。

労働経済白書の主なポイント

◆持続可能な経済成長には、労働生産性の向上の推進が重要。国際的にみても高齢化率が高まるにつれて就業者の割合が高まる傾向のある医療・福祉業等をはじめ、ＡＩ等ソフトウェア投資等による業務の効率化や省力化の推進、事務的な業務の軽減が重要。

◆社会インフラに関連する分野の人材確保は、持続的な経済成長に向けた重要な課題。人材確保には賃金をはじめとしたスキルや経験に応じた処遇の改善が必要。長期的に安心して働くために、スキルや経験の蓄積に応じて賃金が段階的に上昇する「キャリアラダー」と呼ばれる仕組みの構築を進めることが重要。

◆日本的雇用慣行の変化に加え、ワーク・ライフ・バランスへの関心の高まりなど、雇用を取り巻く環境に様々な変化が生じている。これに対応して企業が人材を確保するためには、賃金等の処遇改善に加え、労働者それぞれの意識やライフイベントに合わせた働き方を可能とする柔軟な雇用管理を行うことが重要。

令和7年度版労働経済白書の本文は、厚生労働省ウェブページ（右の二次元コード）をご覧ください。
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/25/25-1.html

２月は省エネルギー月間です

省エネルギー（以下、「省エネ」と記載）とは、石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。また、省エネは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。

私たちの暮らしや社会は、エネルギーの消費によって成り立っています。特に冬季は暖房の使用などによってエネルギーの消費量が多い季節。毎日の暮らしの中で皆さん一人ひとりが省エネを実践しましょう。

冬季の省エネに取り組みましょう！

暖房の省エネ対策

- ☑ 重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げる。（省エネ効果 約３％）
- ☑ 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、空調を停止する。（約２％）

照明の省エネ対策

- ☑ 可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きする。（省エネ効果は照明を半分程度間引きした際の数値）（省エネ効果 約８％）
- ☑ 使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、消灯する。（約３％）

機器の省エネ対策

- ☑ 長時間離れるときは、OA 機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。（省エネ効果 約４％）

給湯器の省エネ対策

- ☑ 給湯器の温度を下げて、洗い物をしたり、給湯器を買い換える場合は、省エネタイプのものも検討する。

その他の省エネ対策

- ☑ 自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめを実践する。（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、無駄なアイドリングはしない等）

- ☑ 電気ポットを使わないときは、電源をオフにする。

- ☑ 温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。

省エネ関連各種支援制度

経済産業省資源エネルギー庁では、**省エネ投資促進に向けた支援補助金**や、**中小企業向けの省エネ診断**など、様々な支援制度がございます。

また、川崎市でも、中小規模事業者の再エネ・省エネ設備への更新など、「エコ化」の取組を支援する、**市内事業者エコ化支援補助金**などがございます。市内の**中小規模事業者**が実施する、**太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入**や、**空調設備等の省エネルギー型設備**を更新する事業に対し、補助金を交付する制度です。 詳しくは右の二次元コードからご覧ください。

経済産業省　省エネポータルサイト
URL：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/

川崎市　市内事業者エコ化支援事業
URL：https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html#index-1-3

2月1日から3月18日は「サイバーセキュリティ月間」です

昨今、不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報じられています。誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、国民一人ひとりがセキュリティについての関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。

政府では、2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」と定めて、サイバーセキュリティに関する取組を集中的に行っています。

サイバーセキュリティ対策9か条

国家サイバー統括室(NCO)と独立行政法人情報処理推進機構(IPA)では、スマートフォンやPCでインターネットを利活用する誰もが、最低限実施すべき基本的なサイバーセキュリティ対策として、以下の9つを示しています。

1 PCに不正アクセスされた…
OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう

2 知らないうちに自分のアカウントにログインした形跡が…
パスワードは長く複雑にして、他と使い回さないようにしよう

3 気づかないうちにアカウントを乗っ取られた…
多要素認証を利用しよう

4 本モノだと思ったのに偽モノだった…
偽メールや偽サイトに騙されないように用心しよう

5 添付ファイルを開いたらウイルスに感染した…
メールの添付ファイルや本文中のリンクに注意しよう

6 見られたくない情報を見られてしまった…
スマホやPCの画面ロックを利用しよう

7 ある日突然、大切なデータが消えた…
大切な情報は失う前にバックアップ(複製)しよう

8 スマホやPCを盗まれた…
外出先では紛失・盗難・覗き見に注意しよう

9 これはウイルス？！詐欺？！どうしたらいいの…
困った時はひとりで悩まず、まず相談しよう

各種サービス・相談窓口

●サイバーセキュリティお助け隊サービス：中小企業に対するサイバー攻撃への対処として不可欠なサービスをワンパッケージにまとめた、民間の事業者から提供されるサービスです。

●独立行政法人情報処理推進機構(IPA)　：企業組織に向けたサイバーセキュリティに関する相談の受付窓口を開設しています。

※詳しくは、「みんなで使おうサイバーセキュリティ・ポータルサイト」(右の二次元コード)をご覧ください。
URL：https://security-portal.cyber.go.jp

令和7年分　確定申告について

所得税・贈与税の申告・納付は　令和8年 3月16日(月)まで

個人事業者の消費税等の申告・納付は　令和8年 3月31日(火)まで

■ご自宅からマイナンバーカードを利用して e-Tax 送信！■

ご自宅から、スマホ又はパソコンとマイナンバーカードを利用して、確定申告書等作成コーナーで申告書等を作成、e-Tax による送信(提出)ができます。

e-Tax の5つのメリット

※メンテナンス時間を除きます

一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は1か月～1ヶ月半程度で還付

※期限内に確定申告を忘れた場合でも、その事実を把握した際には、できるだけ早く申告するようにしてください。この場合は、期限後申告として取り扱われます。期限後申告をしたり、所得金額の決定を受けたりすると、申告内容等によっては、納める税金のほかに無申告加算税が課されます

※詳しくは、国税庁のホームページ「令和7年分確定申告特集」をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/

令和８年２月

Ⅰ－１　労働市場（神奈川県、川崎市）

＊11月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.81倍で前年同月に比べ0.1ポイント下回りました。
＊11月の川崎市内の有効求人倍率は、0.77倍で前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

項目／年月	有効求人数（a）				有効求職者数（b）				有効求人倍率（a／b）			
	川　崎	川崎北	川崎計	県	川　崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和４年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和５年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和６年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和７年　6月	9,344	6,311	15,655	93,999	9,088	13,482	22,570	119,308	1.03	0.47	0.69	0.85
7月	9,159	6,425	15,584	94,205	8,813	13,359	22,172	116,335	1.04	0.48	0.70	0.84
8月	9,201	6,304	15,505	93,430	8,574	13,155	21,729	113,989	1.07	0.48	0.71	0.82
9月	9,512	6,410	15,922	94,966	8,473	13,248	21,721	114,209	1.12	0.48	0.73	0.85
10月	9,963	6,753	16,716	95,788	8,513	13,343	21,856	115,566	1.17	0.51	0.76	0.82
11月	9,665	6,364	16,029	93,629	8,174	12,763	20,937	110,682	1.18	0.50	0.77	0.81
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

（注１）労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
（注２）神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
（注３）川崎（川崎公共職業安定所（川崎南部））の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
（注４）川崎市内の数値について、令和６年４月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

Ⅰ－２　労働市場（全国）

＊11月の完全失業者数は171万人、完全失業率は2.6％となりました。
　一方、有効求人倍率は1.18倍で、前年同月に比べ0.07ポイント下回りました。

項目／年月	完全失業者（全国）		完全失業率（%）	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和４年平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和５年平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和６年平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和７年　6月	176	-2.8	2.5	1.22
7月	169	-10.1	2.3	1.22
8月	182	4.0	2.6	1.20
9月	184	6.4	2.6	1.20
10月	183	7.6	2.6	1.18
11月	171	4.3	2.6	1.18
資料出所	総務省統計局「労働力調査」　厚生労働省「一般職業紹介状況」			

（注）全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
　　ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

Ⅱ　業種別労働災害発生状況

＊令和７年１月から12月までの労働災害発生状況は、前年比92件減の997件となりました。

区分／業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比（%）
製　造　業	100（0）	133（1）	-33	-24.8
建　設　業	97（2）	112（1）	-15	-13.4
運　輸　業	199（1）	194（0）	5	2.6
第三次産業	583（3）	626（1）	-43	-6.9
鉱業、農林業 畜産・水産業	18（2）	24（0）	-6	-25.0
総　　計	997（8）	1089（3）	-92	-8.4
資料出所	神奈川労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

（注1）休業4日以上の死傷者数、（ ）内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計
（注2）当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日を一部変更
（注3）第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」の合計

Ⅲ　関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

＊11月の川崎市消費者物価指数は、111.5なり、前年同月に比べ2.6ポイント上回りました。　　P：速報値

項目／年月	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況（件）		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和４年平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和５年平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和６年平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和７年　6月	661,049	625,297	140.6	145.2	12.1	11.3	110.3	3.2	111.7	3.3	103.6	103.3	6	38	848
7月	508,345	476,302	144.4	148.8	11.9	11.6	110.4	3.0	111.9	3.1	107.4	102.1	6	47	961
8月	340,990	332,555	129.0	135.2	10.2	10.6	110.6	2.7	112.1	2.7	99.7	100.6	5	43	805
9月	342,225	335,091	136.1	139.9	12.0	11.4	110.3	2.6	112.0	2.9	117.0	103.2	9	50	873
10月	354,277	337,567	145.3	147.7	12.9	12.1	111.2	2.7	112.8	3.0	120.1	104.7	7	62	965
11月		P347,424		P141.3		P11.8	111.5	2.6	113.2	2.9	P107.4	P101.9	4	43	778
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

（注１）鉱工業生産指数は令和２年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
（注２）消費者物価指数は令和２年を100とする。
（注３）倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】　過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださるようお願いいたします。

採用活動の現場では、就活ハラスメントが問題視されるケースが増えています。
就活ハラスメントとは、採用企業や担当者が優越的な立場を利用し、就職活動中やインターンシップに参加する学生等に対して行うセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを指します。近年の調査では、約３割の学生・求職者が何らかの被害を経験したとの報告もあり、企業にとっても重要な防止課題となっています。
今回は、就活ハラスメントに関する代表的な相談事例を３つ取り上げます。

面接で「結婚や出産の予定」を聞いたら問題ですか？

「長く働けるかを確認したい」という意図であっても、応募者の適性や職業能力と関係のない事項（家族構成、結婚・出産、居住環境、信条・宗教など）を質問することは不適切です。
採用選考においては、応募者の基本的人権を尊重し、公正な評価を行うことが基本です。職務に関連する事項のみを基準として、客観的かつ公平な選考を行うよう留意しましょう。
【参考】厚生労働省「公正な採用選考の基本」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_56780.html

内定者に「他社の選考を辞退して」と伝えるのは問題ないですか？

内定承諾を過度に迫る行為は「オワハラ（就活終われハラスメント）」とも呼ばれ、学生側から相談・通報が寄せられるケースがあります。法的な罰則はありませんが、ＳＮＳで拡散されるなど、企業の信頼や採用ブランドを損なうリスクが大きい行為です。
内定承諾は、あくまで応募者本人の自由意思によるものです。誠実なコミュニケーションや、入社までのフォロー体制を整えることが、結果として辞退防止にもつながります。

Ｑ３．採用担当者が、応募学生と個人的に連絡を取り、トラブルになりかけました。どのように防げますか？

「就活セクハラ（私的・性的関係の強要など）」は、企業の使用者責任のみならず、行為者が刑事責任を問われる可能性もあります。また、就活ハラスメントを発生させた企業として社会的信用を失い、企業イメージが大きく損なわれるリスクがあります。防止のためには、以下のような組織的な取組が有効です。

１．ハラスメント防止研修を継続的に実施する。
２．学生対応を複数名で行う体制を整える。
３．連絡手段・面談場所・対応ルールを明文化し、社内に周知する。
４．学生向け相談窓口を設置し、安心して相談できる環境を整える。

これらの対策は学生の安心感につながるだけでなく、企業の採用力向上、地域からの信頼獲得にも直結します。さらに令和７年６月に成立した法改正により、就活セクハラ防止措置の実施が事業主の義務となる予定です。施行を待つのではなく、早期の取組を進めましょう。
【参考】ハラスメント対策の総合情報サイト「明るい職場応援団」
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

編集後記

日頃より「かわさき労働情報」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます。今後も編集者一同、より一層の誌面の充実に努めてまいりたいと考えています。
そこで、今後の誌面作りの参考として、アンケートを実施いたします。可能な範囲で構いませんので、ご協力のほどよろしくお願いします。

◆アンケートはこちら（令和８年２月１日～３月31日）
https://logoform.jp/form/FUQz/1412370

2026.2

労働相談Q&A

「第６１回川崎市労働災害防止研究集会」を開催しました

令和７年度（第61回）川崎市労働災害防止研究集会を12月25日に川崎市産業振興会館で開催しました。

労働災害防止研究集会とは？

この集会は、川崎市における各事業所等の労働災害防止活動の促進と定着を図り、安心して働ける職場環境をつくるために、川崎市が主催し、関係行政機関、使用者団体、労働団体等が協力して開催する全国でも稀な集会で、講演会・事例発表会・表彰式を行っています。

◎講演会

テーマ：『人材戦略から考える外国人の雇用と労働災害』

講　師：丸茂社会保険労務士事務所　丸茂　雅一　氏

◎事例発表会

テーマ：『川崎工場の安全道場設立による安全意識と行動力の向上トレーニング』

発表者：三菱ふそうトラック・バス株式会社　川崎製作所
生産本部生産計画統括部生産プロセス検査部
生産改善推進グループマネジャー　武川　源　氏

テーマ：『水溶性切削油を強アルカリ電解水へ変更し職場環境の改善を実現』

発表者：株式会社ＫＧＭ　専務取締役　温井　輝彦　氏

◎労働災害防止功労者・団体、労働災害防止啓発事例受賞団体表彰式

加藤副市長から次の労働災害防止功労者・功労団体、労働災害防止啓発事例受賞団体の皆さまに表彰状が授与されました。

令和７年度（第61回）
川崎市労働災害防止功労者・功労団体及び労働災害防止啓発事例受賞団体一覧（敬称略）

◇功労者（３名）

団体名	代表者名
日本労働組合総連合会　神奈川県連合会　川崎地域連合	議長　渡部　堅三
小山塗料株式会社	代表取締役社長　小山　優雅
高橋建設興業株式会社	代表取締役　髙橋　達也

※団体名及び役職名は、推薦及び決定時点（令和７年 10 月）としています。

◇功労団体（６団体）

団体名	代表者名
東急テクノシステム労働組合	執行委員長　長根　和弥
東芝情報システム労働組合	執行委員長　鬼島　秀晃
ＪＦＥコンテイナー労働組合川崎支部	支部長　伊東　敏勝
株式会社星野和建設	代表取締役社長　星野　晃一
株式会社吉孝土建	代表取締役　吉澤　敏行
松栄産業株式会社	代表取締役　宮田　紀之

◇啓発事例受賞団体（３団体）

団体名	代表者名
三菱ふそうトラック・バス株式会社　川崎製作所	代表取締役社長　カール・デッペン
株式会社ＫＧＭ	代表取締役　久世　正幸
株式会社ブラザー	代表取締役　石田　幸兒

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部　　電話　044-200-3653

かわさき労働情報
Kawasaki Labor Information

第 2182号　令和 8 年 2 月 1 日発行
編集・発行　川崎市経済労働局労働雇用部
〒 210-8577　川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話　044-200-3653（直通）　FAX　044-200-3598
経済労働局労働雇用部メール　28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・ＦＡＸ・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。